

## 可児市地区センターの設置及び管理に関する条例（案）の概要

1. 条例制定の趣旨

市内の公民館を将来にわたって適正に維持管理していくためには、その役割を見直し、有効活用を図ることが必要不可欠です。

そこで、平成 28 年 8 月の可児市社会教育委員の会議の答申を踏まえ、公民館をより使いやすい施設とする方策の第一段階として、市内の公民館を社会教育法の規定の適用を受けない施設（いわゆるコミュニティセンター）へ移行します。これに伴い、新たに地区センターの設置及び管理に関する条例を制定します。

なお、移行に際しては、現在行われている社会教育（生涯学習）活動が支障なく継続して行えるよう配慮します。また、移行後の施設の在り方については、地域づくりの拠点施設としてより多くの活用がされるよう、市民検討委員会により検討していきます。

2. 主な内容

## (1) 施設の名称

社会教育法の規定の適用を受けない施設となることを明らかにするため、「公民館」という名称から「地区センター」という名称に変更します。

## (2) 職員の配置

これまでの公民館長に代わるものとして、センター長を置きます。

## (3) 運営審議会の設置

地区センターの運営に関する必要事項を審議するため、これまでの公民館運営審議会に代わるものとして、地区センター運営審議会を設置します。

## (4) 休館日

公民館では毎月第一月曜日を休館日としていましたが、地区センターではこれを廃止します。

## (5) 使用料

営利目的の使用及び 1,000 円を超える入場料を徴収しての使用については、その使用料の額を通常額の 2 倍の額とします。

公民館では冷暖房費について使用料の加算額を設けていましたが、地区センターではこれを廃止し、冷暖房費も含めた使用料とします。

## (6) 上記以外の施設の管理に関する諸規定

市が管理する他の公の施設の管理に関する条例の規定内容に合わせて規定しています。

## (7) 公民館条例の廃止

この条例の施行をもって、可児市公民館条例を廃止します。

## (8) 施行日

市内 14 の公民館を平成 30 年 4 月 1 日から一斉に地区センターへ移行します。